

京 都 大 学 に お け る 公 益 通 報 者 の 保 護 等 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、総務部法務・コンプライアンス課に、通報窓口を置く。</p> <p>2 通報窓口<u>に職員</u>を置き、総務部法務・コンプライアンス課の職員をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(通報の受付等)</p> <p>第6条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知する。</p> <p>2 本学の役員又は通報窓口の職員以外の本学の職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口公益通報するように助言しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(通報窓口の職員等の義務)</p> <p>第13条 通報窓口の職員又は調査を実施する者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。<u>当該通報窓口の職員等</u>でなくなった後も、同様とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、総務部法務・コンプライアンス課及び学外の法律事務所に、通報窓口を置く。</p> <p>2 通報窓口<u>に担当者</u>を置き、総務部法務・コンプライアンス課の職員又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。</p> <p>(通報の受付等)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 本学の役員又は通報窓口の担当者以外の本学の職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口公益通報するように助言しなければならない。</p> <p>(通報窓口の担当者等の義務)</p> <p>第13条 通報窓口の担当者又は調査を実施する者(本条において「<u>通報窓口の担当者等</u>」という。)は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。通報窓口の担当者等でなくなった後も、同様とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年1月1日から施行する。</p>